

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の表生涯学習部の部文化財課の項に次の1号を加える。

（6） 博物館の登録等に関する事。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

制 定 理 由

博物館法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条～第3条 略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部 (略)</p> <p>教育環境整備推進室 (略)</p> <p>職員部 (略)</p> <p>学校教育部 (略)</p> <p>中学校給食推進室 (略)</p> <p>生涯学習部 生涯学習推進課 (略)</p> <p>文化財課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること。 (2) 文化財審議会に関すること。 (3) 文化財関係団体に関すること。 (4) 地名資料の収集及び活用に関すること。 (5) 日本民家園及び青少年科学館に関すること。 <u>(6) 博物館の登録等に関すること。</u> <p>(第5条以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号</p> <p>(第1条～第3条 略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>総務部 (略)</p> <p>教育環境整備推進室 (略)</p> <p>職員部 (略)</p> <p>学校教育部 (略)</p> <p>中学校給食推進室 (略)</p> <p>生涯学習部 生涯学習推進課 (略)</p> <p>文化財課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること。 (2) 文化財審議会に関すること。 (3) 文化財関係団体に関すること。 (4) 地名資料の収集及び活用に関すること。 (5) 日本民家園及び青少年科学館に関すること。 <p>(第5条以下 略)</p>